

広島 中央公園バス駐車場

2023年
4/1

広島市内ど真ん中
観光バス専用駐車場

OPEN



【駐車場概要】

駐車可能台数

60台

1台1回

2,000円

営業時間

午前6時～午後10時

原則予約制・一泊まで駐車可能

予約はWebサイト

3/1(水)から予約開始

予約はWebサイトで受け付けます

予約Webサイト
二次元コード



※予約は3か月先まで受けできます

※当駐車場のオープンに伴い

広島城 三の丸にある現バス駐車場は

2023年3月末に廃止されます

<https://bus.hiroshimacastle.jp>



[運営・お問い合わせ] 広島城アソシエイツ

TEL. 082-222-1137

中央公園バス駐車場および予約システム 利用上の注意

当駐車場は、中央公園利用者を対象とした観光バスなどの駐車場であり、広島城アソシエイツ（以下、「当事業者」）が指定管理者として運営します。当駐車場の利用者は必ず、下記の事項をお読みください。

1. 駐車スペースの提供

当駐車場は、車両を有償で駐車するスペースであり、車両を保管するものではありません。

2. 免責

- (1) 当駐車場内における車両またはその積載物の盗難、紛失または毀損については一切責任を負いません。当駐車場の利用者が当駐車場の他の利用者もしくは、その他人の行為または駐車場内に存在する車両またはその付属物もしくは積載物に起因して被った損害、その他当駐車場内で発生した原因に起因して被った損害については一切の責任を負いません。
- (2) 当事業者は、天災地変、自然災害、暴動、その他不可抗力の事象発生に伴う損害については、責任を負いません。

3. 予約

- (1) 当駐車場をご利用の場合は、原則、バス予約システムにて予約をしてご利用ください。
- (2) 予約は3ヶ月前から受け付けております。
- (3) 予約のキャンセル、変更は前日の夕方5時まで可能です。それ以降は、電話または、メールにてご連絡ください。
- (4) お客様都合でのキャンセルが続く場合や、悪質な利用があった場合には、アカウントを停止するなどし、以後のお取引を停止させていただくこともあります。

4. 駐車時間

- (1) 当駐車場は、6:00～22:00の営業となります。入出庫はこの時間内にお願いします。
- (2) 原則として最大連続利用日数は2日(1泊)までとさせていただきます。

5. 駐車することができる車両

当駐車場内に駐車できる車両は、大型自動車及び中型自動車並びに準中型自動車（車両総重量3.5t以上、最大積載量2t以上）のバス車両に限るものとし、これ以外の車両は駐車することができません。

6. 駐車料金

- (1) 当駐車場の利用者は、駐車料金（1回の駐車につき2,000円／消費税込）をお支払い頂きます。
- (2) 駐車料金は、駐車場内に備付けの精算機にてお支払いください。
- (3) 駐車料金は、現金のみでの対応となります。

7. 利用方法

- (1) 当駐車場の利用者は、駐車場内に掲出された方法にしたがい、示された駐車スペース内に駐車してください。
- (2) 当駐車場が満車の場合等に駐車場内外で待機しないでください。
- (3) 当駐車場内での駐車時または停車時には、エンジンを停止させてください。
ただし、当事業者が別途承諾する場合は、この限りではありません。
- (4) 車内で発生したゴミについては、持ち帰りをお願いします。

8. 不正駐車

当駐車場の利用者が、駐車料金を支払わないで、車両を出庫したときは、ご登録の電話番号またはバス会社にご連絡させていただきます。
万一支払いをされなかった場合、アカウントを停止するなどし、以後のご利用を停止させていただくこともあります。

9. 放置車両

- (1) 当事業者は、事前に予約された駐車時間を超え又は不正な入庫により駐車場内に残置された車両を所有者などの同意を得ないで、他の場所へ移動し又は処分もしくは廃棄することができるものとします。
- (2) 当事業者は、所有者等が車両を引き取ることを拒み、もしくは引き取ることができず、又は当社の過失無くして所有者等を確知することができない場合であって、所有者等に対する通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引き取りを催告したにも関わらず、その期限内に引き取りがなされないときは催告をした日から3ヶ月を経過したあと、所有者に通知又は駐車場において掲示して予告した上で、第三者を持ち会わせて車両の売却、廃棄その他処分をすることができるものとします。
- (3) 当事業者は、車両の移動、処分もしくは廃棄の結果、車両の所有者等が被った損害について一切責任を負わないものとします。ただし、車両を駐車したものが予め駐車場の管理者に連絡し、制限時間内に車両を移動できない理由を説明し、管理者がその理由を正当と認めたときは、管理者が認めた駐車時間内に限り上記規程を適用しないものとします。
- (4) 当事業者は、(3)の規定により車両を処分した場合は、処分によって生じる収入から、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用があればこれを控除しなお不足があるときは所有者等に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを所有者等に返還するものとします。

10. 利用者の賠償責任

当駐車場の利用者が、本約款もしくは駐車場内に掲出された条項に違反した場合又は故意もしくは過失により駐車場の設備もしくは機器を破損した場合は、それにより当事業者が被った損害（その結果駐車場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む。）を賠償して頂きます。

11. 利用規約の変更

当事業者が当駐車場の利用規約を変更する場合、その変更内容を当事業者ホームページに掲載する方法または当該変更内容に照らし適切な方法で、当駐車場の利用者に告知することにより変更することができます。